

I プランの概要

- 1 プランの目的
- 2 プランの性格・位置づけ
- 3 プランの期間
- 4 プラン策定のための取り組み

I プランの概要

1 プランの目的

「子育て支援」とは、地域の宝である「子ども」が、健やかに生まれ育ち、子どもの生活の基礎である家庭での養育に対し、家庭以外の主体（地域・学校等・企業・行政など地域全体）が、子どもと子育て家庭を支援する形で関わることにより、児童福祉法第2条^{※1}に定める地方公共団体の責任を具現化する取り組みです。

弘前市では、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「弘前市次世代育成支援行動計画」（平成22年3月策定）^{※2}により、計画的な子育て支援施策の推進を図っているものの、社会環境の変化や女性の社会進出、個人のライフスタイルの多様化と、それに伴う「結婚」及び「子どもを持つこと」に対する個人の価値観の変化などにより、依然として晩婚化・未婚化が進展しており、さらに、社会経済の低迷や、夫婦共働き家庭の増加等に伴い、子育てに係る経済的、精神的、肉体的負担が増大し、子どもが欲しくても産むことをためらってしまう夫婦が増加するなどの傾向にあります。

そして、これらの社会的要因が負のスパイラルとなって、結果として、少子化に拍車をかけています。

この少子化の問題は、弘前市の社会や経済など、さまざまな面で問題を引き起こし、地域全体の活力を失わせ、それと同時に、子ども自身の育ちという観点でも、子ども同士による多様な遊びや学びの場面を通じて培われる社会性や人間性及び規範意識の形成などへの影響が懸念されます。

さらに、近年、児童虐待など子どもに関する事件が社会問題として取り上げられるなど、子どもを取り巻く環境が悪化しており、子どもと家族のきずな、地域とのつながりを守り、社会全体で子どもと子育てを支援していくことが、今後ますます必要とされています。

このような状況の中、この「Smile 弘前子育てマスタープラン」は、弘前市における子どもと子育て家庭を取り巻く現状と、子育てに関する市民のニーズを的確に把握し、弘前市ならではの地域的な問題や課題へ対応するとともに、子どもに関する施策を充実させ、社会全体で子どもと子育て家庭を支えることにより、安心して子どもを産み、元気に育てることができ、子ども達の笑顔あふれる弘前の実現に向け策定するものです。

※1 児童福祉法第2条

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

※2 弘前市次世代育成支援行動計画（後期計画）

次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく、弘前市の次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るための計画として平成22年3月に策定（計画期間：平成22年度～平成26年度）。

2 プランの性格・位置づけ

- このプランは、弘前市総合計画基本構想^{※1}の子どもに関する政策との整合を図り策定するものです。
- このプランは、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「子ども・子育てビジョン」^{※2}と、子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定に基づく「子ども・若者ビジョン」^{※3}の基本的な考え方を踏襲しつつも、弘前市の実情に沿った、弘前市ならではのプランとすることを念頭に、弘前市における子どもに関する施策の基本的な指針として位置づけます。
- このプランは、弘前市アクションプラン2010^{※4}に位置づけられる、子どもに関する施策も含め、今後取り組むべき施策の基本的な指針となります。
- このプランは、弘前市における子どもに関する施策の基本的な指針として策定することから、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく、弘前市次世代育成支援行動計画（平成22年3月策定）に、このプランの内容を反映し、施策の推進を図ります。

3 プランの期間

このプランは、弘前市総合計画基本構想の子どもに関する政策との整合を図り策定することから、基本構想の計画期間との整合を図り、平成24年度から平成27年度までの4か年を計画期間として定めます。

※1 弘前市総合計画基本構想

弘前市の目指す目標とそれを実現するための政策等を明らかにしたまちづくりの指針となるもので、平成19年12月21日に議決（計画期間：平成20年度～平成27年度）。

※2 子ども・子育てビジョン

少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として平成22年1月に閣議決定。

※3 子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法第8条の規定に基づく、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として平成22年7月に子ども・若者育成支援推進本部が決定。

※4 弘前市アクションプラン2010

市長がマニフェストに掲げた政策を、迅速かつ着実に実行するため、平成22年10月に策定。（計画期間：平成22年度～平成25年度）

4 プラン策定のための取り組み

(1) 子育て中の親に対する「子育ての現状等調査」

このプランを策定するにあたっては、子育て中の市民の皆さんに対し、子育ての現状についての声を聴き、その声を計画に反映させることに、最も重点をおきました。

そこで、弘前市で子育てする上で、困っていることや不安に思っていること、またはこれからの弘前市に期待することなどについて、きめ細かに把握することを目的として、子育て中の市民を対象に、アンケート調査を実施しました。

このアンケート調査は、市民の生の声を聴くために、一般的な選択式のアンケート調査ではなく、あえて記述式のアンケート調査としましたが、865人の市民の皆さんから回答をいただきました。

いただいた回答をもとに、弘前市の地域的な特徴や、地域特有の課題・問題に対する取り組みの方向性について検討し、その結果をこのプランに反映させています。

(2) 弘前市世論調査～Smile 弘前子育てマスタープラン策定にあたって～

この調査は、子育て家庭に共通する問題・課題・ニーズ等、弘前市における子育てに関する全体的な傾向を把握することを目的として、就学前から高校生の子どもを持つ世帯を対象に実施し、2,264人の市民の皆さんから回答をいただきました。

いただいた回答をもとに、弘前市における子育てについての全体的な傾向把握に努め、今後の取り組みの方向性について検討し、その結果をこのプランに反映させています。

(3) 弘前市子ども・子育て支援推進協議会

弘前市子ども・子育て支援推進協議会は、このプランを策定するにあたり、弘前市での子育てに関する問題点・課題・市民ニーズ等の現状把握と、今後の子どもと子育て支援に関する取り組みの基本的な方向性などについて、協議、意見交換を行うために設置しました。

この協議会は、関係機関の代表者、学識経験者や市民公募委員からなり、プラン策定に至るまで、合計4回の協議会を開催し、そこでいただいた多くの意見をこのプランに反映させています。

(4) Smile 弘前子育てマスタープラン策定会議

Smile 弘前子育てマスタープラン策定会議は、このプランを策定するために設置した庁内関係課（11課）で構成する庁内検討会議で、安心して子どもを産み、元気に育てることができ、子ども達の笑顔があふれる弘前の実現のため、多様化する市民ニーズや課題に対する今後の取り組みの方向性等について検討しました。